

議会案第3号

階上町議会事務局設置条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、地方自治法第112条第1項及び階上町議会会議規則第14条第2項の規定により、次のとおり提出します。

令和8年6月12日提出

提出者	階上町議会議員	大江和夫
賛成者	階上町議会議員	百目木和俊
賛成者	階上町議会議員	小坂正年
賛成者	階上町議会議員	渡部高明

階上町議会議長 長根岩夫 殿

階上町議会事務局設置条例の一部を改正する条例

階上町議会事務局設置条例(昭和43年階上町条例第3号)の一部を次のように改める。

本則中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



提案理由

条文を整理するため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(議決事件)

第96条第1項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(議員の議案提出権)

第112条第1項 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

▽階上町議会会議規則

(議案の提出)

第14条第2項 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。